

地方独立行政法人りんくう総合医療センター
広告付き情報案内板設置事業仕様書

1. 仕様書

(1) 案内板の仕様等

- ア. 案内板は、縦2100mm×横2500mm×奥行150mmの大きさの範囲内で製作すること。
- イ. 案内板は、情報案内枠及び広告枠で構成し、その割合は問わない。
- ウ. 情報案内枠は、センター施設案内図及び周辺地図等の内容とすること。
- エ. 本体枠の角が鋭利とならないよう加工すること。
- オ. 照明はLED内照式とし、調光器により明るさの調整ができるようにすること。
また、タイマー等により電照時間を自動制御できることとし、手動スイッチにより電源のオン/オフも容易にできるようにすること。

(2) 案内板の運用等

- ア. 案内板の製作、設置、撤去に関する一切の費用は設置事業者の負担とする。
- イ. 案内板の設置は、地震等の際に転倒等しないように防止策を十分講じること。
- ウ. 案内板は、定期的にメンテナンスを行い、案内情報枠及び広告枠の内容等に変更が生じた場合は、速やかに対応すること。
- エ. 事故等が発生した場合は、設置事業者の責任において解決すること。
- オ. 契約期間内であっても、センターのレイアウトの変更等、又は契約条項に違反する行為があると認めるときは、貸付の全部若しくは一部を取り消し、又は変更する場合があります。
- カ. 設置期間が満了したとき、又は設置が全部若しくは一部が取り消された場合は、設置事業者の負担において速やかに原状回復をおこなうこと。
- キ. 周辺地図は国土地理院の地図をベースに作成し、本センターを中心とした広域図とセンター周辺図の構成とし、公共施設や災害時の避難場所等、センターが指定する情報を分かりやすく表示すること。
地図内の施設情報にはピクトグラムを取り入れたユニバーサルデザインを採用すること。
色覚障害者に配慮した配色等を用いた色覚バリアフリーデザインを使用すること。
- ク. 広告主及び広告内容が、「地方独立行政法人りんくう総合医療センター有料広告掲載要綱」に違反しているとき、又はセンターにおいて掲載するものとしてふさわしくないと判断したときは、設置事業者に対し広告内容の修正又は削除を求めることができる。この場合の変更及び修正に要する費用は、設置事業者の負担とする。
- ケ. 電気を使用する場合は、センターが算出する金額を支払うこと。

2. 設置期間

令和5年3月1日（水）～令和10年3月31日（火）（5年1か月）